

令和2年度も
実施します！

介護予防サポート事業

高齢者のみなさんが介護予防活動や地域活動に参加することで、より元気にいきいきと過ごし、地域での支え合い活動に参加するきっかけとなるように、令和2年度も介護予防サポート事業を実施します。



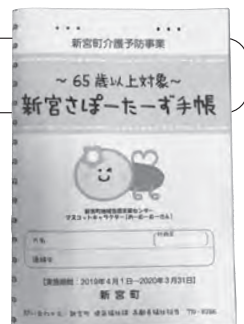
このマークが目印！

問い合わせ先 町福祉センター健康福祉課 (高齢者福祉担当) ☎710-8286 (直)

参加の流れ

1 「新宮さぼーたーず手帳」を受け取ります

- 【配布場所】 ○新宮町福祉センター健康福祉課 ○地域サロンなどの一部の対象事業参加時
○役場健康福祉課



2 対象事業の活動に参加し、手帳にポイントを貯めます

活動の責任者が活動への参加を確認し、手帳にポイントのスタンプを押します。1活動につき1ポイント、1日あたり各活動2ポイントを上限とします。

- ※年度での上限は、セルフサポート活動100ポイント、地域サポート活動100ポイント、生活支援サポート活動50ポイントです。
- ※ポイントを貯める期間は、4月1日(水)～令和3年3月31日(水)です。

3 集めたポイントの給付申請をします

【1ポイントあたりの受給できる額】

- ・セルフサポート活動 20円
- ・地域サポート 50円
- ・生活支援サポート活動 100円



【集めたポイントの申請】

申請場所 町福祉センター健康福祉課 (高齢者福祉担当)

申請期限 令和3年4月30日(金)

【注意事項】

○ポイント対象事業は、年度内に変更されることがあります。

○給付申請は、年度につき1回のみです。

○給付は5,000円が上限です。セルフサポートポイントのみの場合、25ポイント未満は給付申請できません。

○給付申請をしなかったポイントは、翌年度へ繰り越しできません。



地域サポート活動

～地域支え合い活動～

対象 町内に住む満65歳以上の人

【行政区福祉会の事業】

- 地域サロンのスタッフ
- 集いの場(体操・カフェなど)のスタッフ
- その他、区長が申請し健康福祉課が認めた活動

【町内団体の事業】

- 傾聴カフェ、スマイルカフェ湊坂のスタッフ
- みんなで語ろう会のスタッフ
- シニアクラブ連合会の事業
愛の一声運動
学校などでの昔遊び交流 など



生活支援サポート活動

～サポーター登録者による生活支援活動～

対象 町内に住む満65歳以上の人で、いずれかに該当する人

- ①町主催の生活支援サポーター養成講座を修了した人
- ②町主催の運動サポーター養成講座を修了した人

対象となる活動

- 生活支援サポーターによる生活支援活動(ごみ出し、買い物、話し相手、見守りなど)
 - 運動サポーターによる地域での運動に関する活動(地域サロン、運動事業のサポートなど)
- ※活動の確認と手帳への押印は、健康福祉課高齢者福祉担当が行います。

対象の活動

セルフサポート活動

～健康づくりや介護予防～

対象 町内に住む満65歳以上の人

【地域包括支援センターの事業】

- 健康づくりのための運動教室
- 楽しい音教室
- 元気ライフ教室
- 地域健康教室

【社会福祉協議会の事業】

- ひまわり会(ひとり暮らし高齢者昼食会)
- ボランティア講座
- 住民福祉講座

【行政区内(福祉会・老人会など)の事業】

- 地域サロンへの参加
- 集いの場(体操・カフェなど)への参加
- その他、区長が申請し健康福祉課が認めた活動

【町内団体の事業】

- 傾聴カフェ
- スマイルカフェ湊坂
- みんなで語ろう会
- ゲートボール協会月例会
など

【シニアクラブ連合会の事業】

- 体力測定会
- 研修会
- グラウンドゴルフ・ゲートボール大会

【その他町長が認める介護予防に役立つ事業】

- 特定健診
- ヘルシーウォーク2020
- ニコニコ健康体操

